

はじめに

北海道バレーボール協会指導普及委員会は、ジュニアキャンプの実施に向けて、チーフ会議において新型コロナウイルス対策に関わる協議を重ね、様々な角度から安全・安心を確保した中でジュニアキャンプを実施できるように検討して参りました。ウイルスの蔓延からおよそ2年が経過し、様々な事例が世界中で蓄積され共有されてきました。昨今はオミクロン株の感染急拡大が全国各地に及んでおり、引き続きしっかりとした感染予防対策を講じていく必要があります。

一方で、バレーボールをはじめスポーツには人々を魅了する様々な力があります。JVAのバレーボール2015宣言には、「バレーボールのつなぐ力は、自分のからだところのつながり、自分とひととのつながり、ひととひととのつながりを大切にすると育みます。」と記されています。私たちは、このウイルスと共存する中で安全・安心の確保に努め、バレーボールを通じて、今こそ、スポーツ文化の持つ底力で、家族・学校・職場・地域社会、日本と世界、過去から未来へつなぐ力（夢をかなえる力・希望を実現する力）を共有したいと考えます。同時に、感染者に対する差別や偏見を強く排除します。

本ガイドラインは、自分自身の安全、相手選手や運営関係者の安全を守るために作成しています。一人一人がガイドラインをしっかりと守る中で安心して競技を楽しむことができるようご協力をお願いいたします。

[本ガイドラインの目的]

- 1 感染を最大限防ぎながら、北海道ジュニアバレーボールキャンプを運営する。
 - (1) バレーボールを通して、学校や地域の活力に貢献する。
 - (2) 北海道バレーボール協会指導普及部の事業継続を実現する。
- 2 その際、感染リスクを下げるために関係者（選手・指導者）が遵守すべき基準を示す。
- 3 感染が生じた場合の適切な処置について示す。
- 4 指導普及委員会は本ガイドラインを各地区協会に公表し、各学校のバレーボール部が本ガイドラインを遵守した活動を行うことで感染対策を広く普及する。

[本ガイドライン活用の考え方]

- 1 本ガイドラインは、ジュニアキャンプ実施のために、参加者並びに関係者全体で情報共有し、徹底を図る。
- 2 本ガイドラインは、北海道バレーボール協会指導普及委員会主催のジュニアキャンプを実施する上で活用を図ることとする。なお、各地区においてジュニアキャンプ（1次）を実施する場合は、本ガイドラインを参考に主体的、弾力的に感染対策を講じることとする。
- 3 本ガイドラインに記載のない対応が求められた場合、または不測の事態に対しては、指導普及委員長及び感染対策担当者で協議し、更に必要に応じ北海道バレーボール協会の責任者とも協議し、対応するものとする。

[本ガイドラインの範囲]

- 1 北海道ジュニアバレーボールキャンプ（1次）
 - 2 北海道ジュニアバレーボールキャンプ（2次）
 - 3 北海道ジュニアバレーボールキャンプ（3次）兼北海道中学生バレーボール選抜優勝大会
 - 4 北海道ジュニアバレーボールキャンプにかかわる会議・研修会
- ※ 北海道中学生優秀選手選抜大会および各地区の選抜活動については別に定める。
- ※ オミクロン株以外の場合はこの限りではない。（別途協議・対応）

[関連通知・事務連絡・参考資料]

- 令和3年9月15日付教健体616号
「大会主催者への要請について（通知）」（北海道教育庁）
- 令和3年9月29日付教健体第651号
「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」（北海道教育庁）
- 令和3年9月30日（木）
「部活動における新型コロナウイルス感染症対策研修会」主催：北海道教育委員会 北海道保健福祉部
講師：札幌医科大学医学部感染制御・臨床検査医学講座 教授 高橋 聡 氏
- 令和3年10月11日付教健体711号
「大会主催者への要請について」（北海道教育庁）
- 令和3年10月11日付教義683号
「修学旅行等の実施について」（北海道教育庁）
- 令和3年10月13日付教健体720号
「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（北海道教育庁）
- 令和3年10月19日付事務連絡
「新型コロナウイルス感染症集団感染事例の要因等について」（北海道教育庁）
- 令和3年10月20日付事務連絡
「部活動における新型コロナウイルス感染症対策研修会について」（北海道教育庁）
- 令和3年10月29日付教健体794号
「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（北海道教育庁）
- 令和3年11月22日付教健体864号
『「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について』（北海道教育庁）
- 令和4年1月21日付教健体1094号
「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（北海道教育庁）
- 令和4年1月24日付感染症4466号
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における積極的疫学調査の重点化について」（北海道保健福祉部長）
- 令和4年1月25日付教健体1100号
「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休校等の取扱いについて」（北海道教育庁）
- 令和4年1月27日付教健体1113号
「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について」（北海道教育庁）
- 令和4年2月1日付教健体1126号
『「新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認された場合の対応について」の周知について』（北海道教育庁）
- 令和4年2月2日付教健体1132号
「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」（北海道教育庁）
- 令和4年2月4日付教健体1137号
「オミクロン株の影響を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（北海道教育庁）
- 令和4年2月7日付教健体1144号
「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（北海道教育庁）
- 令和3年3月5日付
「大会運営ガイドライン 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する感染防止策」（日本バレーボール協会）
- 令和2年7月7日付
「JVA バレーボールガイドライン」（日本バレーボール協会）
- 令和3年6月21日付
「令和3年度北海道中学校体育大会新型コロナウイルス感染症対策に関する資料集」（北海道中学校体育連盟）

1 ジュニアキャンプ（1次～3次）共通事項

【事前の対応】

（1）主催者の対応

①各ジュニアキャンプの感染対策担当者の設置及び任務

- ・各ジュニアキャンプ（1～3次）に感染対策担当者を設置し、連絡体制を整備しておくこと。なお、感染対策担当者が対応できない場合も想定し、副担当者を設置しておくことが望ましい。
- ・感染対策担当者は、ジュニアキャンプ運営において感染対策が実行されているか確認し、改善を要する場合はその旨指示する。

②参加者に対し、事前対応、当日の会場での対応及び事後の対応について、事前に資料を送付し、周知・徹底を図る。

③役員スタッフ・審判団との確認・調整

- ・対策、注意事項等の確認（資料の送付）
- ・2週間前からの体温測定
- ・体調の自己管理
- ・体調不良の際の連絡（指導普及委員長、競技委員長、中学部長、チーフコーチ、審判責任者）

④大会・試合日程の対応

同一会場における1日の試合日程については、以下の事項を基本とする。

- ・試合数及びチーム数との関係から参加者の数が、施設側で制限している人数を超えないこと。
- ・試合間は、チームの入替、ウォーミングアップ、換気や消毒等の対応かがとれる時間を確保することを基本とする。
- ・同一会場で1日に実施する試合数は前項のインターバルの確保をした上で1日の試合数を設定する。
- ・3次キャンプ（大会）においては、同一チームの会場滞在時間を必要最低限とするために、試合ごとに入退館時間を設定することもありえる。なお、勝ち残りのチームが同一日に複数の試合をする場合に次の試合までの待機時間が長く、かつ控え場所の確保が困難な場合は、1度退館するなど試合会場に長時間滞在しないよう配慮する。

⑤会場（施設管理者）との確認・調整

- ・利用する会場（施設管理者）へ主催者側が講じた感染対策資料を提供し、利用上の対策・注意事項等について、確認、調整する。
- ・施設管理者からの依頼については、対応の徹底を図る。

⑥大会等の中止・延期の判断

以下の事態が発生した場合、主催者側で延期の調整について協議し、困難な場合は中止とする。

- ・緊急事態宣言等の制限が出された場合
- ・大会の場合、半数以上のチームが参加辞退を申し出た場合
- ・ジュニアキャンプ（1次、2次）及び研修会等においては、参加申込者の大多数が欠席する場合
- ・運営役員、スタッフ等の人員等について、安全対策を講じた運営をすることに十分な確保ができない場合
- ・会議においては、成立要件を満たさなくなった場合

（2）参加者の対応

<参加者の範囲>

チーム（選手・指導者）、運営役員・スタッフ、審判員、研修会・会議出席者

※令和3年度の2次ジュニアキャンプ（1月）は、無観客で開催した。

※令和4年度の3次キャンプ以降の事業については、感染状況により主催者が判断する。

①参加チームにおける感染対策担当者の設置及び任務

- ・大会における参加チームは感染対策担当者を設置し、主催者へ指定様式により事前に提出すること。
- ・参加チームの感染対策担当者は、チーム内における感染対策が実行されているか確認し、改善を要する場合はその旨指示する。

②健康チェックシートの提出

全ての参加者は、2週間前から検温・体調の確認を行い、指定された「健康チェックシート」を当該ジュニアキャンプの主催者（主管者）へ提出すること。

- ・ジュニアキャンプ2週間前から、社会人や卒業生との合同練習等、外部との接触の機会については、地域のまん延状況を考慮して判断する。

＜健康チェックシートの記載事項＞※個人情報の取扱に十分注意

- ・氏名、年齢、住所、連絡先、生年月日、感染対策担当者・連絡先、チーム代表者・連絡先、保護者連絡先
- ・大会当日までの体温、大会前 2 週間における健康状態

③参加の見合わせ

参加者は、以下の事項に該当する場合は、自主的に参加及び会場入場を見合わせることを。

- ・体調が良くない場合（過去 7 日以内に発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・過去 7 日以内に国内の感染拡大地域との移動があった方は、感染対策担当者へ申し出ることとし、移動期間中の行動によっては自主的に参加を見合わせることを。

④参加者のマスク着用（不織布マスクを推奨）

会場において、競技中における選手及び主審・副審を除き、全ての参加者は、マスクを着用すること。なお、競技中にベンチにいる選手は、マスクを着用するよう努めること。

※夏季は、マスク着用による熱中症に留意しつつ対応すること。

⑤手洗い・手指消毒・咳エチケットの徹底

参加者は、試合や活動の前後など、小まめな手洗い、手指消毒を行うと共に、咳エチケットには十分配慮すること。

⑥3密(密閉、密集、密接)の回避

参加者は、3密(密閉、密集、密接)を避け、可能な限りソーシャルディスタンスを確保する。

⑦飲食の際のリスク回避

飲食の際は、北海道の「感染防止行動の実践」を遵守すること。特にチームによる飲食については、大会時や移動時含め3密を避け、一定方向に向けた黙食を実践することにより、感染リスクを最大限回避すること。

⑧主催者（主管者）及び施設管理者が示す対策・注意事項の遵守

参加者は、主催者(主管者)及び施設管理者が示す対策・注意事項を遵守することを条件として参加できることを認識すること。この環境の中で大会を開催してくれる役員・審判員、相手チームなどに感謝とリスペクト（尊敬）の気持ちをお願いします

⑨移動にバスを使用する場合の対策

参加チームが、選手・スタッフの移動の際にバス等を使用する場合は、次の対策を講じること。

- ・定期的に窓を開け換気を行う。
- ・発熱が認められる者は乗車を見合わせる。
- ・過密乗車（満員）を避ける。
- ・利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控える。
- ・マスクの着用や咳エチケットについて徹底する。
- ・利用者は乗降の際に手指消毒をする（バスに消毒液を設置する）。

⑩新型コロナウイルス感染者が発生した場合の報告

参加者が、活動終了後 7 日以内に新型コロナウイルス感染した場合は、速やかに主催者（主管者）及び感染対策担当者へ報告すること。

⑪活動時における濃厚接触者の把握

参加者は、当日の活動中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用（加えて、マスクの種類）していたか等、他人との接触状況を出来る範囲で把握しておくこと。

（3）監督・代表者会議での対応

①オンライン会議

3密を避けるために、可能な場合はオンラインで開催すること。

②資料の事前配布

オンラインが困難な場合は、事前にメール等で資料を配布する等、会議間の短縮に努めること。

③会場での対応

会場の席はソーシャルディスタンスを確保し、マスクの着用、換気及び会議前後の手指消毒や手洗いを徹底すること。

④必要最低限の出席者数

出席者は各チーム1名とし、運営者の出席は必要最低限とすること。

【会場における当日の対応】

(1) ジュニアキャンプ前の対応

①施設管理者への再確認

施設利用に当たっての対策や注意事項等について、施設管理者へ再確認すること。

- ・施設側の消毒液設置の確認
- ・観客の確認
- ・施設の換気
- ・使用した椅子・机等の消毒等

②無観客の表示・徹底

(無観客の場合) 玄関、観客席の出入口等に無観客の表示を行い、観客が入場しないよう常に監視すること。

③参加者への検温

会場へ入場の際は、非接触型の体温計により参加者全員の検温をすること。検温の際はマスクを着用すること。

(ジュニアキャンプ中は起床時の検温の確認で可とする)

※検温の結果、37.5° Cまたは平熱より1° C高い場合は入場させないこと。

④健康チェックシートの回収

全ての参加者より記載した健康チェックシートを各チームの感染対策担当者から主催者へ提出すること。

※提出しない方または忘れた方は、基本的に参加させないこと。

⑤参加者の入場及び退場時刻の管理

参加者名簿を利用し、入場時刻、退場時刻を管理すること。

⑥当日、発熱等の体調不良者が出た場合の対応

- ・速やかに発熱者の隔離、看護を行い、接触者の特定と隔離、健康観察を行う。
- ・管轄保健所と医師の判断に従い、発熱者と接触者への対応を行う。
- ・管轄保健所と医師の判断に従い、北海道バレーボール協会指導普及員会で事後の対応について協議する。

(2) 会場設営・競技運営の対応

①アリーナ

アリーナにおいて、以下のとおり対応すること。

- ・全てのドア、窓は常時開放し、換気を実施する。
- ・冬季の気温の低い日は、最低1時間に10分程度は換気する。
- ・審判席、記録席、点示席及び使用する器具等は試合ごとに消毒する。消毒作業後は、手洗いを徹底する。
※試合球は随時消毒する。
- ・大会プログラムは、共有しない。
- ・競技室は、当該試合以外のチームは、入場させない。
- ・試合前後及び試合中の両チーム選手、審判団との握手は行わない。
- ・飲水ボトル、タオルは共用しない。
- ・試合前後の集合写真撮影は認められる。ただし、社会的距離を保つこと。
- ・ベンチ前及びコート上での密集密接(手をつなぐ、肩を組む)となる円陣はしない。ただし、社会的距離を保ち円になって集まることは認められる。
- ・大声や歓声、声出し、ハイタッチは自粛する。
- ・ベンチ、ウォームアップゾーンでは、チーム役員及び交代要員はマスクを着用する。
- ・審判員及び運営スタッフの配置は、十分な休憩時間が確保できるよう配慮すること。
- ・試合終了後、当該チームは速やかに退室する。
- ・試合終了後は、手洗いを徹底する。

②ウォーミングアップ会場

- ・会場の換気はアリーナと同様に行う。
- ・次の試合のチームのみ、指定箇所及び時間限定による使用とする。
- ・自チーム以外のチームとの接触は避ける。
- ・ウォーミングアップ中チームスタッフはマスクを着用する。
- ・大声や歓声は自粛する。
- ・ウォーミングアップ終了後は、手洗いを徹底する。

③ベンチ

- ・ベンチは、椅子 1 脚間隔を空けて設置する。
- ・試合終了毎にベンチの消毒を行う。

④諸室（運営本部）

- ・諸室において、以下のとおり対応すること。
- ・各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- ・全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
ただし、冬季等の気温の低い日は、最低 1 時間に 10 分程度は換気する。
- ・座席を設置する際に出来るだけ社会的距離を保ち、お互いが正面に座らないよう配慮する。

⑤選手控室

選手控室または控え場所（スタンド）について、以下のとおり対応すること。

- ・広さにはゆとりを持たせ、選手同士が密になることを避ける。
- ・ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する。
- ・室内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、机、椅子等）については消毒する。
- ・選手控室は試合終了後に消毒する。
- ・換気扇を常に回し、2つ以上のドア、窓を開けっ放しにして常時換気を行う。
冬季等気温の低い日は、最低 1 時間に 10 分程度は換気する。

チームの注意事項

選手及びスタッフは、マスクを着用し、間隔を空け、会話を最小限に留める。

- ・選手及びスタッフは、控室の滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- ・選手及びスタッフは、不特定多数が利用する更衣室・シャワーは使用しない。
ただし、女子選手等やむを得ず使用しなければならない場合は、運営側に必ず連絡するとともに、人数制限等の対策を講ずることとする。
- ・ミーティングは社会的距離を保ち、手短に行う。
- ・試合や練習終了後、ロビー等ではミーティングや食事を行わず、速やかに退館する。

⑥審判控室

審判控室について、以下のとおり対応すること。

- ・広さにはゆとりを持たせ、審判員同士が密になることを避ける。
- ・室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、机、椅子等）については消毒する。
- ・換気扇を常に回し、2つ以上のドア、窓を開けっ放しにして常時換気を行う。
冬季等気温の低い日は、最低 1 時間に 10 分程度は換気する。

審判員の注意事項

- ・審判員はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- ・審判員同士のミーティング、会場で 3 密とならないスペースにて実施する。

⑦トイレ、手洗い場所

トイレ及び手洗い場所についても感染リスクが比較的高いと考えられることから、事前に施設管理者と調整を図る。

関係者、参加チームの選手・スタッフが競技会の際に手洗いを小まめに行えるよう対応を図ること。

- ・便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする。
- ・アルコール消毒液を設置する。

⑧食事会場

- ・食事会場、又は諸室における飲食の際は、以下のとおり対応すること。
- ・3密を回避する。
- ・飲食前には、手洗い及び手指消毒を行う。
- ・飲食中は、基本的に会話をしない。会話をする場合はマスクを着用する。
- ・座席は、全員が向かい合うことのないように配置する。

(4) 来場者対応（観客等）

※令和3年度の2次ジュニアキャンプ（1月）は、無観客で開催した。

※令和4年度の3次キャンプ以降の事業については、感染状況により主催者が判断する。

[事前通知]

大会に観戦者を入れる場合には、観戦エリアにおいて3つの密を避ける対応が求められるため、以下の留意事項について、事前にチームへの周知徹底を図ること。

- ・体調の悪い人は来場を控える。
- ・チーム応援者(サポーター)は事前に観戦者名簿を作成する。
- ・来場する際はマスクを着用する。
- ・大声での声援や大旗を使っての応援は行わない。
- ・場内ではそれぞれ1mの間隔を保ち、ハイタッチ、抱擁、肩を組むなどの行為は控える。
- ・観客席での食事は控える。

[当日の運営]

- ・当該チームより観戦者名簿を提出させる。
- ・試合会場各所（入退場ゲート、トイレ等）にアルコール消毒液を設置する。
- ・入場時に非接触型の体温計による来場者の体温チェックが望ましい。体温チェックが難しい場合は、健康チェックシートを提出させる。
- ・場内アナウンス等で、上記「事前通知」事項の周知を随時行い、守らない方には直接注意する。
- ・注意しても改善されない場合は退場してもらうなどの措置を講じる。

(5) 開閉会式、表彰式

各式典は、以下のとおり対応すること。

- ・開会式は、原則開催しない。
- ・閉会式、表彰式は必要最低限の出席により3密にならないよう会場の換気、社会的距離を保ち、手短かに実施する。
- ・マスクを着用し、会話は控え、握手はしない。
- ・表彰状及びカップ・トロフィーは、直接手渡ししない。
- ・記念撮影は、間隔をとって行う。

(6) 会場の設営、撤収

①試合日以外に設営作業を行う場合

- ・作業開始前に体温を測定する。
- ・予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻、退場時刻を管理する。
- ・感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく。
- ・作業に参加される方の「確認書(仮称)」の運用を検討する。
- ・直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行う。
- ・全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する。

②撤収作業

- ・予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻、退場時刻を管理する。
- ・感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく。

③ゴミの廃棄方法

ゴミを収集する際は、以下のとおり対応すること。

- ・マスクや手袋を必ず着用する。
- ・ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する。
- ・チームのゴミは、チームでビニール袋に入れて持ち帰る。

【事後の対応】

(1) 健康チェックシートの保存

感染が発生した場合に備え、競技会当日に参加 選手・スタッフ、メディア、運営関係者から提出された健康チェックシートは、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、保存期間（少なくとも2週間）を明記した上で保存しておく。

(2) ジュニアキャンプ終了後の健康状況確認

終了後3日以内に、各チームの感染対策担当者は、選手・スタッフの健康状況を確認し、具合の悪い者がいた場合はその旨をジュニアキャンプの感染対策担当者へ連絡すること。

(3) 感染者発生時の対応

運営スタッフ、チーム、審判、指導者、協会関係者の中から競技会終了後7日以内に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、保健所の指示に従うとともに、報告先（当日連絡）へその旨報告のこと。

2 個別事項

共通事項と異なる対応、または個別に追加する対応については、各ジュニアキャンプ（1～3次）について定める。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ガイドライン<令和4年度3次キャンプ>

北海道バレーボール協会指導普及委員会

【令和4年度ジュニアキャンプ（3次）について】

参加にあたって、選手にジュニアキャンプ中の感染予防対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、手指消毒、練習中や宿舎においての行動）の事前指導を実施し、対策の実行をお願いします。

同居の家族も含め、選手の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めていただけるようご協力をお願いします。また、感染者と接触等がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断をお願いします。

出発前に家庭及び各チームで選手の体調確認（体温、体調チェック）を行っていただき、発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、ジュニアキャンプ（3次）への参加を取り止めていただくようお願いします。

また、今年度のジュニアキャンプ（3次）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため無観客とします。ご理解とご協力をお願いします。

1 開催及び参加、中止の判断について

（1）以下の場合はジュニアキャンプ（3次）の開催を中止する。

- ①北海道に緊急事態宣言が発令され、ジュニアキャンプ（3次）の開催期間がその期間に含まれる場合
- ②まん延防止等重点措置指定区域に芦別市が指定された場合
- ③運営役員・指導スタッフが確保されない場合。
- ④参加申込者の大多数が欠席し、目的の達成が難しいと判断された場合。

（2）以下の地域からの参加を認めない。

- ①まん延防止等重点措置指定区域にある学校及びチーム
- ②参加にあたり、市町村教育委員会及び学校長の同意が得られない学校及びチーム

（3）開催中の取り扱い

- ①ジュニアキャンプ（3次）関係者に新型コロナウイルス感染症の感染（またはその疑い）が確認された場合、保健所・医療機関等の指示に従い、主催者で中止又は継続の判断をする。
- ②上記の対応により、発熱等の症状が見られない選手もジュニアキャンプ（3次）参加を中止し、保護者の方に引き取りに来ていただくことがあります。
- ③上記の対応に伴い発生する費用（ジュニアキャンプ（3次）参加中止に係り発生するキャンセル料、傷病等治療費、本人及び保護者の送迎のための交通費や滞在のための宿泊費等）につきましては、保護者の方にご負担いただきます。緊急時に備えた旅行保険等への加入については、各学校（チーム）において対応願います。

2 参加条件について

新型コロナウイルス感染症に関わるジュニアキャンプ（3次）への選手の参加基準については、以下のとおりとする。なお、選手本人が保健所から健康観察期間の指示を受けている場合は、下記によらず、当該期間について参加を認めない。

（1）選手本人に感染が確認された場合は、治癒するまでの間、参加を認めない。

（2）選手と同居している者に感染が確認された場合は、次のいずれかの期間、参加を認めない。

- ①同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間
- ②同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間

（3）選手本人が保健所から濃厚接触者として指定された場合は、保健所からの健康観察期間が終了するまでの間、参加を認めない。

（4）（3）の場合を除き、選手がPCR検査等を受けることになった場合は、結果が判明するまでの間、参加を認めない。

（5）選手本人又は選手と同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、当該症状がみられる者の症状が消失するまでの間、参加を認めない。ただし、新型コロナウイルス感染症以外の疾患の確定診断を受けたとき又は医師

から新型コロナウイルス感染症ではないと告げられたときは、参加を認める。

- (6) 選手本人が海外から帰国又は再入国した場合は、当該帰国者が検疫所から自宅待機を求められた期間は参加を認めない。
- (7) 選手に対して新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止や臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖等を含む）の措置がとられている場合は、その期間は参加を認めない。

3 3次キャンプ参加から終了後までの手続き 別紙「3次ジュニアキャンプ参加の流れ」参照

(1) 各チームは感染対策担当者を選出する。感染対策責任者は引率責任者・監督を兼ねることも可能である。

感染対策責任者（引率者）

①令和4年度3次キャンプ感染対策担当者等報告書を4月25日までに下記に送付ください。

yo44dreamer@yahoo.co.jp 稚内市立稚内南中学校 吉川 貴志(北海道バレーボール協会指導普及委員会副主事)

(2) 参加申込時

感染対策責任者（引率者）

- ①健康管理表（別紙1）、行動履歴書（別紙4）、参加同意書の提出について（別紙5）の3枚を選手に配布する。
- ②各選手から提出された参加同意書（別紙5）の内容について学校長の確認をとり、大会終了後まで監督が保管。

選手・保護者

- ①参加選手の健康面を踏まえ、大会参加の可否を判断する。
- ②大会に参加する場合、参加同意書（別紙5）を記入し、保護者が押印したものを監督に提出する。

(3) 2週間前～ジュニアキャンプ前日

感染対策責任者（引率者）

- ①健康管理表（別紙1）、行動履歴書（別紙4）を毎日記入する。
- ②選手から提出された健康管理表（別紙1）を基に日々の選手の体調を確認する。
- ③選手の出場自粛等の状況が発生した場合は、北海道バレーボール協会指導普及委員会主事に速やかに連絡する。

選手

- ①健康管理表（別紙1）、行動履歴書（別紙4）を毎日記入する。
- ②記入した健康管理表（別紙1）を毎日感染対策責任者に提出する（保護者の確認印もしくはサインが必要）。

役員

- ①健康管理表（別紙1）、行動履歴書（別紙4）を毎日記入する。

(4) ジュニアキャンプ当日

感染対策責任者（引率者）

- ①健康管理表（別紙1）、行動履歴書（別紙4）を忘れずに持参し、期間中も毎日記入する。
- ②選手及び監督、引率者、外部指導者の2週間分の健康管理表（別紙1）の内容をもとに監督・選手等の健康状態報告書（別紙2）を期間中毎日記入し、1日ごとに本部に提出する。
- ③選手から提出された健康管理表（別紙1）は、内容を確認後、選手に戻す。

選手

- ①健康管理表（別紙1）、行動履歴書（別紙4）を忘れずに持参し、期間中も毎日記入する。
- ②記入した健康管理表（別紙1）を毎日監督に提出する。

役員

- ①健康管理表（別紙1）、行動履歴書（別紙4）を忘れずに持参し、期間中も毎日記入する。
- ②役員等体調記録表（別紙3）を期間中、毎日記入し、1日ごとに運営事務局に提出する。

(5) 大会終了後2週間

感染対策責任者（引率者）

- ①健康管理表（別紙1）、行動履歴書（別紙4）を毎日記入する。
- ②選手から提出された健康管理表（別紙1）を基に日々の選手の体調を確認する。
- ③終了後2週間以内に選手及び監督、引率者、外部指導者が新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、北海道バレーボール協会指導普及委員会主事に速やかに連絡する。
- ④行動履歴書（別紙4）は、終了後1か月程度各自で保管するよう選手に指導する。

選手

- ①健康管理表（別紙1）、行動履歴書（別紙4）を毎日記入する（保護者の確認印もしくはサインが必要）。
- ②記入した健康管理表（別紙1）を毎日監督に提出する。※行動履歴書（別紙4）は、終了後1か月各自で保管

役員

- ①健康管理表（別紙1）、行動履歴書（別紙4）を毎日記入する。
 - ②終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、北海道バレーボール協会指導普及委員会主事に速やかに連絡する。※行動履歴書（別紙4）は、終了後1か月程度各自で保管
- （6）ジュニアキャンプ終了後、開催地の感染状況を踏まえ、選手は3日程度休養する等感染拡大防止に努めること。
引率者は帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らす等、感染対策に万全を期すこと。

4 会場設営の対応

（1）アリーナ メインアリーナ・サブアリーナにおいて、以下のとおり対応すること。

- ①入り口、ロビー、アリーナ入り口に消毒液を設置する。
- ②全てのドアを常時開放し、換気を実施する。
- ③最低1時間に10分程度の換気を実施する（物品搬入口や非常口の開閉等で対応）。
- ④使用する器具等は午前の練習終了後、及び午後の練習終了後に消毒する。消毒作業後は、手洗いを徹底する。

（2）諸室（運営本部等） 諸室において、以下のとおり対応すること。

- ①各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- ②全てのドア及び窓を開け、3密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
また、最低1時間に10分程度は換気する。
- ③座席を設置する際に出来るだけ社会的距離を保ち、お互いが正面に座らないよう配慮する。

（3）選手控え場所（スタンド）

- ①階段入り口に消毒液を設置する。
- ②広さにはゆとりを持たせ、選手同士が密になることを避ける。
- ③選手及びスタッフは、マスクを着用し、間隔を空け、会話を最小限に留める。
- ④選手及びスタッフは、不特定多数が利用する更衣室・シャワーは使用しない。
ただし、女子選手がやむを得ず使用しなければならない場合は、着替えに限定し人数制限等の対策を講ずる。
（使用できるトイレの数を確保するためトイレ使用のための更衣室の利用は可能とする。）
- ⑤室内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、机、椅子等）については午前の練習終了後、午後の練習終了後に消毒する。
- ⑥控え場所は終了後に消毒する。
- ⑦ミーティングは社会的距離を保ち、手短に行う。
- ⑧試合や練習終了後、ロビー等ではミーティングや食事を行わず、速やかに退館する。

（4）トイレ、手洗い場所

トイレ及び手洗い場所についても感染リスクが比較的高いと考えられることから、事前に施設管理者と調整を図り、関係者、参加チームの選手・スタッフが手洗いを小まめに行えるよう対応を図ること。

- ①便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ②手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- ③「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ④アルコール消毒液を設置する。

（5）休憩・食事会場（スタンド）

- ①休憩・食事場所や荷物置き場は運営者で割り振りし、他の場所は使用しない。
- ②食事会場、又は諸室における飲食の際は、以下のとおり対応すること。
- ③3密を回避する。
- ④飲食前には、手洗い及び手指消毒を行う。
- ⑤飲食中は、黙食を徹底し、会話をする場合はマスクを着用する。
- ⑥座席は、全員が向かい合うことのないように指導する。

(6) 来場者対応（観客等）

- ①令和4年度の3次ジュニアキャンプ（5月開催）は、無観客とする。

5 大会中の対応

(1) 発熱にかかわらず、風邪症状がある場合は大会に参加しない、参加させない。

(2) 運営役員・指導スタッフの指示により消毒の機会を確保する。

- ①手洗いや手指消毒、ボール等の消毒時間を試合間に時間を確保する。
②各コートに手指消毒剤を2個設置し、必要に応じて手指消毒を行う。
③試合前後に手指消毒の時間を設定する。

(3) 競技関連

- ①試合ごとに体育館への入館時間を設定する。体育館への入館、退館は役員の指示に従うこと。
②各チームで持ち込む用具等は、使用前後で必ず消毒を行うこと（チームで使用する消毒はチーム負担）。
③試合前後やタイムアウトでのベンチ集合時はできるだけ密集・接触を避ける。
④試合前後の握手は一礼で代替する。
⑤ベンチは試合前、セット間、試合後はチームが消毒を行い、ネット、ボール、得点板は競技役員が試合間に消毒を行う。
⑥大きな声出しは控え、飛沫防止を徹底する。
⑦競技中、靴底を手で触らない。
⑧試合への出場選手以外は、チーム関係者全員がマスクを着用すること。また、自身の感染リスクや他の選手に配慮してコート内の選手がマスクを着用することは問題ない。
⑨チームベンチは身体的距離が確保できるよう、可能な限り間隔を広げる等、通常ルールよりもベンチエリアを拡大して設置する。
⑩ベンチの選手及びチームスタッフは、ベンチ内及びウォームアップエリアではマスクを着用すること。

(4) 体育館の状況に応じたゾーニングと動線を設計する。

可能な限り、競技場に移動するチーム（選手）と競技役員との動線を区別することで、感染者が発生した際の影響範囲を限定する。

- ①競技関連：コート、ベンチ、ウォームアップエリアを含む競技エリア、選手入場口、選手および審判員の控室設置
②大会運営スタッフ等：運営スタッフ控室設置

(5) 整列・集合

- ①開会式は実施せず、表彰式は可能な限り距離を取り、短時間で実施する。
②整列時や集合時はソーシャルディスタンスを意識した距離をとる。

(6) 諸注意

- ①飲水ボトル、タオルは共用しない。
②マスクを外す場合はマスクを保管するマスクケースを使用する。
③大声や歓声、声出し、ハイタッチは自粛する。声出しは行わない。
④大会プログラムは、共有しない。
⑤練習試合前後及び試合中の両チーム選手、審判団との握手は行わない。
⑥ベンチ前及びコート上での密集密接（手をつなく、肩を組む）となる円陣はしない。
ただし、ソーシャルディスタンスを保ち円になって集まることは認められる。
⑦選手以外の指導スタッフ・運営スタッフ・引率者は常時マスクを着用する。
⑧試合終了後、当該チームは手洗い・手指消毒を徹底し、本部の指示に従い速やかに退室する。

6 バス移動（大会中のバスを利用するチーム）

(1) 輸送機関との事前確認

- ①輸送機関には、事前及び定期的な消毒と機能を最大限活用した換気を依頼する。
②輸送機関の感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に依頼し、実施を励行する。

(2) 諸注意

- ①バス内では、マスクを着用し私語はしない、飲食は厳禁とする等、感染防止対策を徹底する。

(3) バスの割り振り

- ①バス乗車の際は運営スタッフの指示に従う。
- ※入り口や乗降車場での密を避けるため、控え場所（スタンド）で待機し指示を待つ。
- ②バス割りについては、可能な限り対戦チームと関連づける等、接触チームを限定する。
- ③乗車人数は、定員の半数程度を目安に運行する。

7 宿舎

(1) 宿舎での生活について

- ①入館の際は、手指消毒後、ロビーに待機せずに各部屋へ入室する。手続きは引率者が行う。
- ②食事、入浴（シャワー）、就寝以外はマスクを着用する。
- ③体温計を持参し、毎日2回、起床時と食事後（食事会場）に検温を行う。
- ④可能な限り部屋風呂・シャワーを使用する。
- ⑤健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や距離等の確保をした上でマスクを外す場合がある。
- ⑥マスクは不織布が望ましい。多めに持参すること。

(2) 部屋割り

- ①5人未満の部屋割りとする。就寝時以外はマスクを着用する。
- ②発熱者が出た場合の別室（保健室）対応は宿泊施設の指示に従う。
- ③タオル等は個人の物を使用し、共用は厳禁とする。
- ④寝具の共用は厳禁とする。
- ⑤チーム外の他室訪問は禁止する。
- ⑥チームミーティングは換気とソーシャルディスタンスをとって、短時間で実施する。

(3) 食事

- ①可能な限り、チーム時間と場所をずらした配置をとる。
- ②食事席は座席を指定し（毎回同じ場所に座る）、全員が同一方向を向き、黙食とする。
※対面となる場合は、パーティション等を設置して対応する。
- ③可能な限りバイキング形式を避け、一人ずつのセットメニューとする。
- ④バイキング形式となった場合は、ビニール手袋を着用し不特定多数が直接接触することを予防する。

(4) 入浴

- ①部屋にシャワーが設置されている場合はシャワーを使用する。
- ②大浴場を使用する場合は、時間とチームを割り振る。
- ③大浴場の使用にかかわり、一般客と利用時間を調整できる場合は、選手のみ利用時間を設定する。
- ④タオル等は個人の物を使用し、共用は厳禁とする。

(5) バス乗車

- ①バス乗車の際は運営スタッフの指示に従う（時間設定等）。
※入り口や乗車場での密を避けるため、入り口外等で待機し指示を待つ。
- ②バス割りについては、可能な限りコート割と関連づける等、接触チームを限定する。

8 発熱者発生時の対応について

- (1) 速やかに発熱者の隔離・看護を行い、接触者の特定と隔離・健康観察を行う。
- (2) 当該チームの感染対策責任者は、本部感染対策担当者（4月28日の代表者会議でお知らせします）[TEL _____] に連絡する。
- ①参加チームの感染対策責任者と本部感染対策担当者で情報を共有する。
- ②チームや関係者は本部感染対策担当者と連携し、発熱した場所や状況に応じた対応をとる。
- (3) 本部感染対策担当者は北海道バレーボール協会指導普及委員会委員長に報告
- (4) 本部感染対策責任者及び指導普及委員会は、管轄保健所と医師の判断に従い、発熱者と接触者への対応を行う。
- (5) 各チームの感染対策担当者から、各学校や保護者にも同時進行で状況連絡を行う。
- (6) 管轄保健所と医師の判断に従い、北海道バレーボール協会指導普及委員会は事後の対応について協議する。

- ①発熱者が出た場合は、当該選手のジュニアキャンプ参加は原則中止し、保護者等と連絡を取り、医療機関発熱外来を受診させるか、引き取りをして連れて帰った後に発熱外来受診するかを確認する。
- ②発熱者が複数出た場合は、当該チームのジュニアキャンプ参加は中止し、チーム責任者と、学校・保護者等と連絡を取り「引き取りを依頼」「チームとして帰校」「医療機関発熱外来受診」等の対応について協議する。同時に、感染経路の特定や拡大の可能性等も捉えながら、以後の対応については関係機関と協議する。
- ③医療機関により、発熱者が新型コロナウイルス感染症に感染していないと判断された場合は、当該チームの他の選手のジュニアキャンプへの参加を認める。
- ④医療機関の判断が出るまで、当該チームの参加を一時停止する措置をとる場合もある。
- ⑤医療機関の判断により、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがあると判断された場合は、当該チームの参加を停止する。
- ⑥クラスター等の集団感染となった場合は、管轄保健所と医師の判断に従い、感染経路の特定や拡大の可能性等も捉えながら、各チームの感染対策担当者を通して学校や保護者との連絡を密にして対応にあたる。
- ⑦宿泊施設においては、その施設の感染症対応マニュアル等に従う。

6 帰校後

- ①参加選手本人や同居の家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施後の一定期間（2週間）行ってください。
※3 3次キャンプ参加から終了後までの手続き 別紙「3次ジュニアキャンプ参加の流れ」参照
- ②開催地の感染状況を踏まえ、生徒は3日間程度休養したり、道の「PCR等検査無料化事業」や民間検査機関等のPCR検査等を活用したりするなど、感染拡大防止に努めてください。引率者等の教職員についても、帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すようにしてください。

【医療機関等】

<医療機関>

市立芦別病院 芦別市本町 14 TEL0124-22-2701

富良野協会病院 富良野市住吉町1-30 TEL0167-23-2181

<管轄区域保健所>

滝川保健所 滝川市緑町 2-3-31 TEL0125-24-6201

富良野保健所 富良野市末広町 2-10 TEL0167-23-3161

北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター TEL0120-501-507

[関連通知・事務連絡・参考資料]

- 令和3年9月15日付教健体616号
「大会主催者への要請について（通知）」（北海道教育庁）
- 令和3年9月29日付教健体第651号
「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」（北海道教育庁）
- 令和3年9月30日（木）
「部活動における新型コロナウイルス感染症対策研修会」主催：北海道教育委員会 北海道保健福祉部
講師：札幌医科大学医学部感染制御・臨床検査医学講座 教授 高橋 聡 氏
- 令和3年10月11日付教健体711号
「大会主催者への要請について」（北海道教育庁）
- 令和3年10月11日付教義683号
「修学旅行等の実施について」（北海道教育庁）
- 令和3年10月13日付教健体720号
「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（北海道教育庁）
- 令和3年10月19日付事務連絡
「新型コロナウイルス感染症集団感染事例の要因等について」（北海道教育庁）
- 令和3年10月20日付事務連絡
「部活動における新型コロナウイルス感染症対策研修会について」（北海道教育庁）
- 令和3年10月29日付教健体794号
「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（北海道教育庁）
- 令和4年2月4日付教健体第1137号
「オミクロン株の影響を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（北海道教育庁）
- 令和4年2月7日付教健体第1144号
「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（北海道教育庁）
- 令和4年3月4日付教健体第2235号
「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（北海道教育庁）
- 令和4年3月18日付教健体第2292号
「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（北海道教育庁）
- 令和4年3月24日付教健体第2305号
「オミクロン株に対応した春季休業に際しての学校関係の新型コロナウイルス感染症対策について」（北海道教育庁）
- 令和4年4月1日付
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」～学校の新しい生活様式～（文科省）
- 令和3年7月7日付
「JVA バレーボールガイドライン」（日本バレーボール協会）
- 令和4年4月1日付
「大会運営ガイドライン 新型コロナウイルス感染防止対策大会運営ガイドライン」（日本バレーボール協会）
- 令和3年6月21日付
「令和3年度北海道中学校体育大会新型コロナウイルス感染症対策に関する資料集」（北海道中学校体育連盟）